

阿南工業高等専門学校におけるエフォート管理に関する要項

(令和6年11月13日)

(要項第2号)

(趣旨)

第1条 この要項は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、特定のプロジェクト等による外部資金で雇用される教職員（以下「教職員」という。）が当該プロジェクト以外の業務に従事した場合のエフォートの申告、状況確認、報告（以下「エフォートの申告等」という。）に係る手続等について必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この要項の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、本校の運営に関する資金、科学研究費助成事業等の競争的研究資金及びその他校長が認める資金による業務とする。

(エフォート)

第3条 エフォートとは、教職員の全仕事時間100%に対する前条の対象業務の実施に必要とする時間の配分割合（%）をいい、対象業務の年間従事時間を年間の全仕事時間で除して算出する。

2 エフォートは、5%から100%までの5%刻みの20段階で設定する。

(証拠書類)

第4条 エフォートの申告等に伴い必要となる書類及び提出の時期は、次の各号に定めるところによる。

- 一 エフォート証明書（別紙様式第1号） 資金交付機関の指示に従う
- 二 エフォート申告書（別紙様式第2号） 対象業務開始時
- 三 従事状況報告書（別紙様式第3号） 毎月一回
- 四 エフォート報告書（別紙様式第4号） 雇用期間中の毎年度終了時(年度途中で雇用期間が終了する場合は終了時)

2 エフォート申告書、従事状況報告書及びエフォート報告書は、教職員が作成し、所属の長等の確認を経て校長に提出する。

3 校長は、資金交付機関から前項により提出された従事状況報告書及びエフォート報告書の写しの提出を求められた場合は、これを提出する。

(事務)

第5条 この要項に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、資金交付機関が定める公募要領等により別に定めがあるものは、当該定めによる。

附 則

この要項は、令和6年11月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙様式第1号（第4条関係）

（本校→資金交付機関へ申告用）

※提出の有無、提出先、提出者については、資金交付機関の定めによる。

エフォート証明書

〇〇機関

〇〇機関長 殿

契約番号	
事業名	
事業期間	

教職員氏名	雇用契約の 形態	当該事業 エフォート (%)	当該事業以外 エフォート (%)	従事期間	備 考

年 月 日

上記の者が、上記エフォートにて従事させることについて申告します。

住 所 徳島県阿南市見能林町青木 265

名 称 阿南工業高等専門学校

申告者 校長 ○ ○ ○ ○

別紙様式第3号（第4条関係）

（教職員→校長へ報告用）

※必要に応じ資金交付機関へ写しを提出

従事状況報告書

（〇月分）

阿南工業高等専門学校長 殿

（写）資金交付機関 殿

従事状況は以下のとおりであったことを報告します。

業務名（事業名）	エフォート （%）	従事期間	備考

※上記エフォートは、報告月の全従事時間に占める各業務の割合を記載

従事内容等（各業務の従事内容・進捗状況について記載する）

年 月 日

所属： _____

職名： _____

氏名： _____

別紙様式第4号（第4条関係）

（教職員→校長へ報告用）

※必要に応じ資金交付機関へ写しを提出

エフォート報告書

阿南工業高等専門学校長 殿

（写）資金交付機関 殿

従事状況は以下のとおりであったことを報告します。

業務名（事業名）	エフォート （%）	従事期間	備考

※上記エフォートは、雇用契約に定める全従事時間に占める各業務の割合を記載

年 月 日

所属： _____

職名： _____

氏名： _____